

小規模多機能型居宅介護事業「サービス評価」の概要

【はじめに】

小規模多機能型居宅介護事業所の「評価」は、「自己評価」と「外部評価」の2つからなります。その作業は…

- ①「自己評価」については、管理者等が中心になり、事業所内のスタッフ全員で行います。
- ②「外部評価」については、運営推進会議のメンバーと一緒にいきます。
- ③評価結果の公表については、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターに置いておく、法人のホームページ等への掲載等により公表します。

【評価の流れ】

1

評価の学習

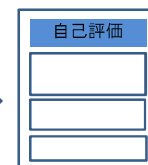
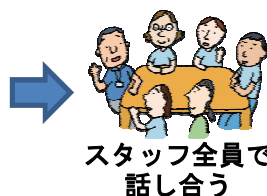
- ①評価ガイドの学習（評価ガイドを読む。研修等を受講する）
- ②事業所内で勉強会を開催する



2

自己評価

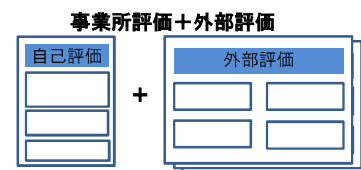
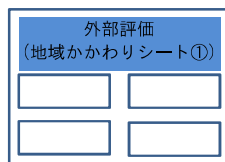
- ①「スタッフ個別評価」の実施
各スタッフが自己評価を実施
- ②事業所自己評価の実施
事業所みんなで取り組んだ
スタッフ個別評価をもとに事業所内で話し合い、
スタッフ全体で検討し、事業所自己評価を作成する



3

外部評価

- ①事前に運営推進会議メンバーに「事業所自己評価」（9枚）と「外部評価（地域かわりシート①）」用紙の配布
※（開催1～2週間前）
- ②運営推進会議の開催
自己評価結果の説明をし、プロセスを確認いただき改善の進め方等について意見を募る
さらに、外部評価について意見を募り集約する
※閲覧用に実施したすべてのスタッフ個別評価を準備



運営推進会議で集計し、話し合う

4

サービス評価まとめ

- ①事業所は、運営推進会議で出された意見等を集約・確認し、外部評価（地域かわりシート②）を作成
- ②小規模多機能型居宅介護「サービス評価」総括表を作成

5

評価の公表

- ①次回の運営推進会議で報告し、評価を確定する
- ②「事業所自己評価」（9枚）及び「小規模多機能型居宅介護『サービス評価』総括表」を公表する。
- ③市町村・地域包括支援センター等へ提出する

小規模多機能型居宅介護のサービス評価 実施ガイドの概要



1

評価の学習

(小規模多機能型居宅介護のサービス評価)

厚生労働省の示す運営基準の中で「事業所は提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表すること」が義務付けられています。サービス評価の目的は、質の確保・向上に資するものです。

小規模多機能型居宅介護のサービス評価は、質の向上の取り組みです。常にチームでステップアップしていく必要があります。評価項目では、小規模多機能型居宅介護とは何か理解していくことを目指しています。理解が深まれば、これまで「できている」と思っていたことが、「できていない、改善が必要だ」となる場合もあります。

小規模多機能型居宅介護のサービス評価は、自己評価と外部評価の2つから構成されています。

自己評価…一人ひとりのスタッフが自らの取り組みを振り返ります。それを基に事業所内でのミーティングを通して事業所として、できている点、できていない点を確認し、改善する方策を検討します。事業所を少しでも良くするために、事業所の実践を振り返り、改善していくものです。

外部評価…「定期的に外部の者による評価」を市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議で行うものです。自己評価を運営推進会議で報告し検討し、また地域からの意見を募るものです。

サービス評価では、「できている・できていない」といった評価にとどまらず、以下のことを目指しています。

「話し合いからスタッフ間や地域の皆様と理解し合うこと」

- ・スタッフが話し合いながら、実践の振り返りや課題について話し合う。
- ・事業所と地域住民、行政・地域包括支援センターが「運営推進会議」において、事業所自己評価をもとに今後の課題について話し合うこと。

「小規模多機能型居宅介護や認知症の人と家族の支援について理解が深まる」

- ・サービス評価を通して、小規模多機能型居宅介護を学ぶことができる。
- ・サービス評価を地域住民や行政、地域包括支援センターが参画した運営推進会議で取り組まれることで、開かれた事業所づくりになるとともに、認知症の人と家族への理解が深まる。

また介護が必要となっても、いつまでも「自分たちのまち」で暮らし続けることを実現する地域包括ケアの推進のために、事業所と地域、行政がともに考え、支え合う「地域づくり」を行うひとつに繋げることになります。

2

自己評価

自己評価は2つの作業から構成されています。ひとつは、スタッフ個別評価であり、もうひとつはスタッフ個別評価を取りまとめた、事業所自己評価です。

自己評価では、すべての職員がスタッフ個別評価に取組み、自らの実践を振り返ることから始めます。

(1) スタッフ個別評価（個別振り返りシート）

これまでの取組みやかかわりを自らが振り返ることが目的です。ほかのスタッフがどのように振り返っているのかを気にするのではなく、自らに向き合い、振り返ることが大切です。よって、個別振り返りシートでは、話し合いながら進めるのではなく、一人で取組みます。一人ひとりの振り返りは、資格、肩書き、経験の長さ等で違う場合があります。なぜ違うのか、どのように違うのかは、その後に実施する事業所自己評価で話し合いますので、違っていても心配することはありません。

(2) 事業所自己評価（事業所振り返りシート）

各自が取組んだ「スタッフ個別評価（個別振り返りシート）」を持ち寄り、現在の各自の実践状況話し合い、スタッフ全員で昨年度の課題への取組みが実現できているか、また事業所の現在はどうなのか振り返ることが事業所自己評価となります。管理者や計画作成担当者が一人でするものではありません。事業所自己評価（事業所振り返りシート）では、全体で話し合い、それぞれの考えや実践、項目に関する捉え方の違いなどを話し合うプロセスを重要視しています。その中から改善の方策を考えます。この一連の流れが、事業所のコミュニケーションの場となることで、ともに育ちあう機能を果たすものです。

3

外部評価

外部評価は、保険者（市町村）や地域包括支援センターをはじめ地域住民が参画する運営推進会議で行います。ここでもともに話し合うプロセスを大事にしています。

外部評価は、「できている」「できてない」という結果のみで判断するだけではなく、まず事業所が真摯に自らの取組みを振り返り、質の向上を図っているかを確認します。そのうえで、「地域」が日頃感じていることと事業者自身が考えることとの違いについて話し合うプロセスを通して、事業所の課題や今後の進むべき方向を見出すことを外部評価としています。

運営推進会議のメンバーは、福祉や介護の専門家ではありません。事業所は、事業所自己評価において検討した内容と改善の計画を、専門的な言葉で表現するのではなく、日頃行っていることを誰にでもわかりやすく伝えることが求められます。

また地域からの評価は、立場で視点が違う場合もあります。発言する立場や経験の違いによっては例えば「鍵をかけて出さないほうがよい」という意見もあるかもしれません。そのような意見に対して、介護保険事業者としての倫理観を持って応えていくことも、大切な取組みです。

小規模多機能型居宅介護の質の向上とともに、地域の皆様の介護に対する認識を変えていく取組みにもなります。

4 サービス評価まとめ

事業所は、運営推進会議（外部評価）で出された意見をもとに「地域からの評価（地域かかわりシート②（結果まとめ様式）」を作成します。また、それに基づき「小規模多機能型居宅介護『サービス評価』総括表」を作成します。

作成した結果は、次回の運営推進会議で報告し、評価を確定します。また、出席した市町村・地域包括支援センター等にも確認します。

5 評価の公表

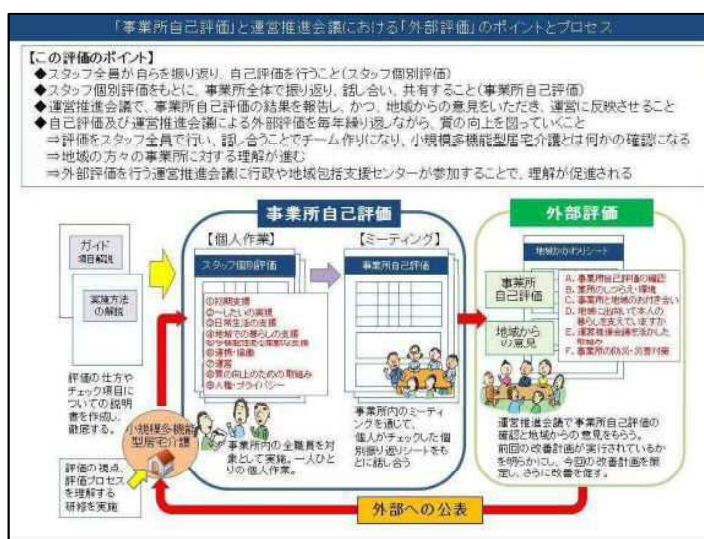
評価結果の公表については、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターでの掲示、法人のホームページ等への掲載等により公表します。

なお、公表するシートは、「小規模多機能型居宅介護『サービス評価』総括表」と「事業所自己評価（9枚）」になります。

【さいごに】

小規模多機能型居宅介護のサービス評価は、自らを振り返り、改善課題を確実に実行していくことが目的です。そして運営推進会議での外部評価は、地域とともにステップアップしていくプロセスです。

この取組みを通して、地域のみなさんとともに、地域から必要とされる事業所づくりを目指しています。



小規模多機能型居宅介護 サービス評価の詳細は…

⇒しょうきぼどっとねっと (<http://www.shoukibo.net/>)

※3月中旬公開予定。



事 務 連 絡

平成18年12月12日

(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者 各位

岡山市介護保険課長

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱いについて

このことについて、(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用するにあたっては、利用者若しくは事業者が各福祉事務所へ標記届出書の提出をされているかと思えます。

つきましては、これまでの取扱いに加え、下記事項にご留意いただき、併せて利用者の方々へご周知くださいますようお願いいたします。

記

新たに届出書が必要な場合

* (介護予防)小規模多機能型居宅介護利用者が認定更新の結果、

① 要支援→要介護

② 要介護→要支援

となった場合には、改めて居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。

(新たに届出書が必要な理由)

現行の国保連合会システムの仕様上、介護給付並びに予防給付の識別ができず、届出のないまま介護報酬を請求するとエラーとなり返戻となってしまうため。

岡山市の基本的な考え方

- **利用者の自立を支援するという理念**のもと、過不足なく**最適なサービス**をプランに位置付けられるよう支援・助言していきます。
- ケアプラン点検は双方協議の場であり、**皆様からの相談等**もお受けしています。
- 点検テーマを公表し、点検ポイントをあらかじめ理解いただけるようにしています。
- **助言ポイントを絞って**理解度が深まるように改めました。
- 点検時間の短縮等、皆様のご負担を軽減しています。

ホームページをご確認ください（点検テーマと年度総括の共有）

【テーマの共有】

年度初めにテーマをホームページで公表します。点検のポイントをあらかじめ理解していただくことで面談が円滑に進むようにしています。

【総括の共有】

年度末に1年間のまとめを公表し、より多くのケアマネジャーの支援に繋がるようしています。

岡山市ケアプラン点検事業

検索

対象事業所など

職員がテーマに沿って給付実績から選定します。**R3年度から「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」**も支援対象とします。

R 3の主テーマ 福祉用具貸与（介護、予防共通）

理由：利用者が多いサービスであることに加え、状態改善が十分見込まれる軽度者が最初に利用することも多く、自立支援に資するケアマネジメントが必要であるとともに、状態像が変化してもプランの見直しに繋がっていない事例も散見されます。

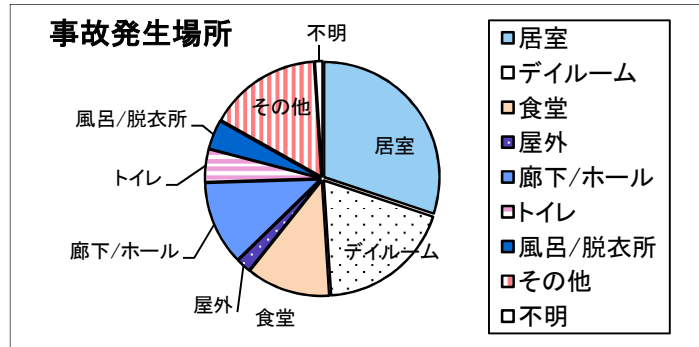
R 2からの継続テーマですが、対象事業所がまだまだ多く残っていることや、事業者からアセスメントの基本を再認識しやすく、プラン作成に活かしやすいと反応が多くあったためです。

手法	種別	事業所の選定方法	対象やテーマ
対面式	介護 プラン	給付実績から選定 ※国保連のケアプラン分析システムやトリトンも併用する	福祉用具貸与 ①アセスメントで必要性が検討されているか。 ②必要な理由がプランに記載されているか。 ③状態像が変化しているにも関わらず、同じものを貸与し続けていないか。 ④専門職と連携し、意見を聞いているか。 ※H30.4版「介護報酬の解釈」（赤本）P639参照
		新規事業所 ※過去3年以内開設	プラン全体的な支援
	その他	生活援助頻回プラン届出などでケアプラン点検が必要と判断された事例	
	予防 プラン	給付実績から選定 ※介護プランと同じ	介護予防福祉用具貸与 ※介護プランと同じ ※H30.4版「介護報酬の解釈」（赤本）P1099参照

令和元年度 小規模多機能型居宅介護 事故件数196件

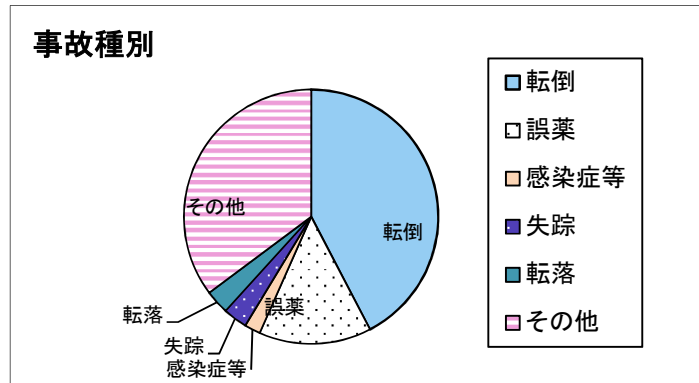
事故発生場所

発生場所	件数	割合
居室	59	30%
デイルーム	37	19%
食堂	23	12%
屋外	4	2%
廊下/ホール	23	12%
トイレ	9	5%
風呂/脱衣所	8	4%
その他	31	16%
不明	2	1%
合計	196	100%



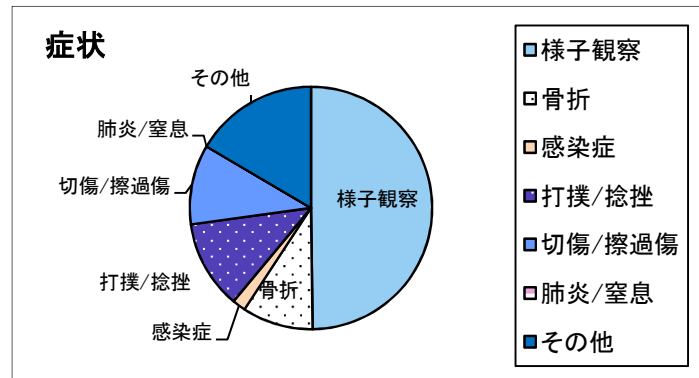
事故種別

事故種別	件数	割合
転倒	83	42%
誤薬	28	14%
感染症等	4	2%
失踪	6	3%
転落	6	3%
その他	69	35%
合計	196	100%



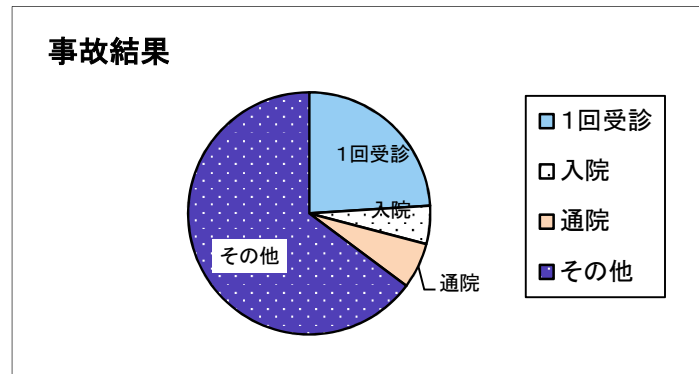
症状

症状	件数	割合
様子観察	111	43%
骨折	16	8%
感染症	3	2%
打撲/捻挫	20	10%
切傷/擦過傷	18	9%
肺炎/窒息	0	0%
その他	28	14%
合計	196	100%

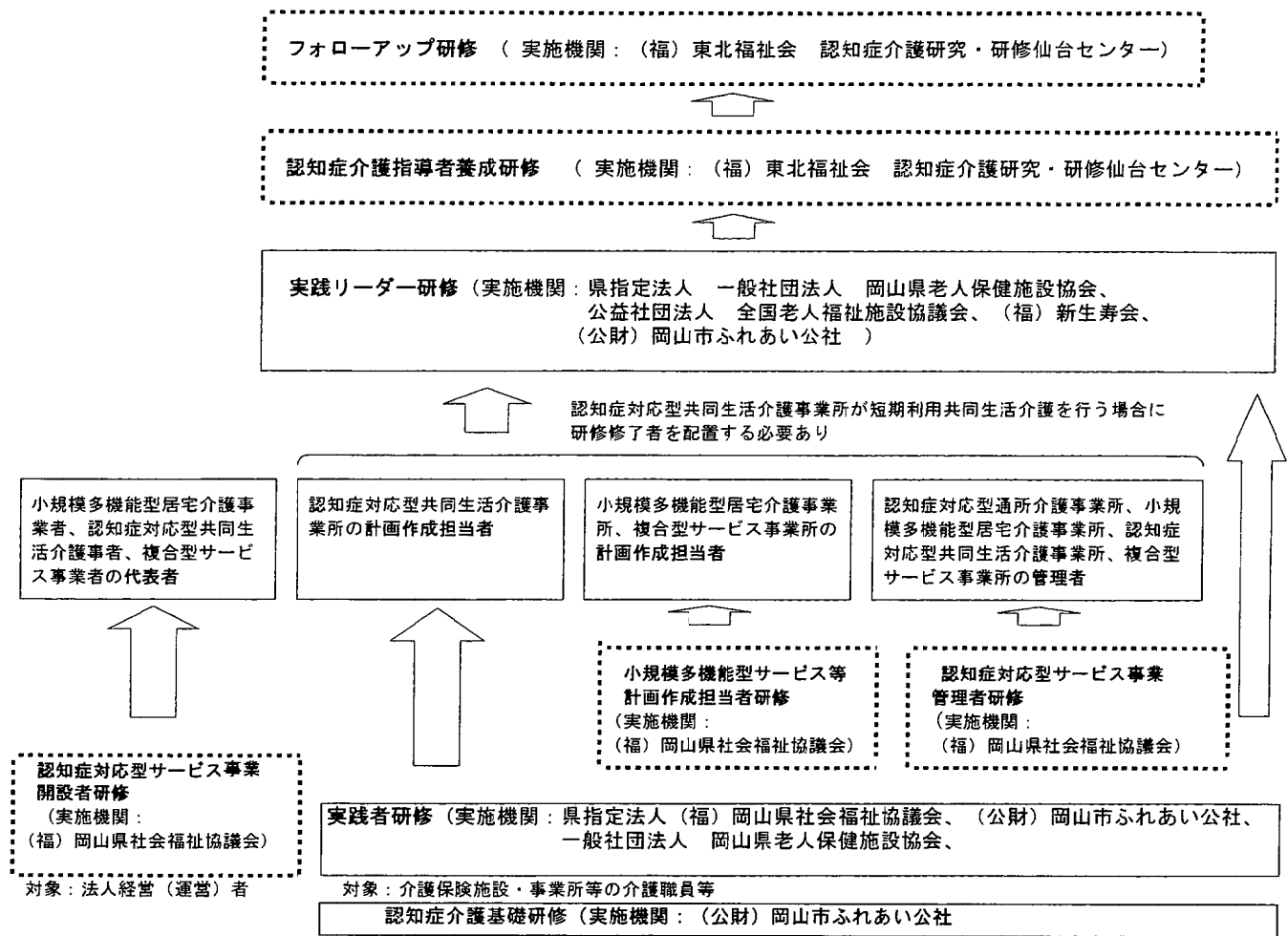


事故結果

事故結果	件数	割合
1回受診	47	24%
入院	10	5%
通院	12	6%
その他	127	65%
合計	196	100%



認知症介護研修体系



指定基準による各研修の位置づけ

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について』により、下表のとおり研修の受講が義務付けられています。

事業所業種	対象者	認知症介護実践者研修	認知症対応型サービス事業管理者研修	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	要	要	不要	不要
指定小規模多機能型居宅介護事業所	計画作成担当者	要	不要	要	不要
指定小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	不要	不要	不要	要
指定認知症対応型通所介護事業所	管理者	要	要	不要	不要
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	要	要	不要	不要
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	計画作成担当者	要	不要	要	不要
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	不要	不要	不要	要

各種認知症研修の目的及び対象者

		目 的	研修対象者
認知症介護基礎研修		介護に携わる者が、認知症介護業務を遂行する上で必要とされる基礎的な知識や技術の習得とそれを実践する際の考え方を身につけ、サービス提供を行うことができるようにする。認知症介護実践者研修を含む他の研修を受講するうえで必須の研修ではありませんが、基礎的な知識・技術を身につける。	岡山市内の介護保険施設・介護サービス事業所等に従事する介護職員等
認知症介護実践研修	実践者研修	施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を習得する。認知症介護関連の研修の基礎となる研修で、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講する際には、本研修を修了していることが要件となります。	介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等 原則として身体介護に関する基本的知識・技術を習得している者で、概ね実務経験2年以上の者
	実践リーダー研修	ケアチームにおける指導的立場としてチーム員の知識・技術・態度を指導する能力及びチームリーダーとしてのチームマネジメント能力を習得する。	介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等 介護保険施設又は指定居宅介護サービス事業者及び指定地域密着型事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有する者で実践者研修を修了し1年以上経過している者
認知症対応型サービス事業開設者研修		指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者に対し、事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者のケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの知識を身につけるための研修を実施する。	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
認知症対応型サービス事業管理者研修		指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で、必要な「指定基準等の正しい理解」、「職員の労務管理」、「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につける。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者で、実践者研修(基礎課程)を修了している者
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につける。	指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者で実践者研修(基礎課程)を修了している者
認知症介護指導者養成研修		認知症介護基礎・実践研修を企画・立案し、講義・演習・実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成する。	実践リーダー研修を修了した者(専門課程を修了した者を含む)
フォローアップ研修		認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従事者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整える。	認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として現に従事している若しくは予定している者で指導者養成研修修了後1年以上経過している者

※指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任するには、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要(基準奨励並びに解釈通知)

確 約 書

年 月 日

岡山市長 様

氏名

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇〇〇〇〇（事業所名称）の〇〇〇〇（就任予定役職名）に就任を予定していますが、現在、必要な以下の研修を修了しておりません。次回の研修に申込み、受講が認められれば、当該研修を修了することを確約いたします。

1 満たしていない資格要件

〇〇〇〇〇〇

2 受講予定の直近の研修名

〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇〇研修（〇〇年〇〇月予定）

確 約 書

年 月 日

岡山市長 様

事業者（法人）名称

事業所名称

代表者職・氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日から就任予定の〇〇〇〇〇〇（就任予定者氏名）は、現在、配置に必要な以下の研修を修了しておりません。次回の研修に申込み、受講が認められれば、当該研修を修了させることを確約いたします。

なお、研修修了時には速やかに研修修了証の写しを提出します。

1 配置する役職名

〇〇〇〇〇〇

2 満たしていない資格要件

〇〇〇〇〇〇

3 受講予定の直近の研修名

〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇〇研修（〇〇年〇〇月予定）

4 有資格者を配置できなかった理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2020年度 認知症介護各種研修の開催状況

*令和3年度の開催日程については決まり次第、岡山市のホームページ及びメールでお知らせします。

岡山市認知症介護基礎研修

《岡山市ふれあい公社開催分》

- 日 程 ①令和2年9月13日
②令和2年11月6日
③令和3年3月13日

募集期間 それぞれの開催回毎に期限を定めて募集

実施機関 (公財) 岡山市ふれあい公社

申 込 先 (公財) 岡山市ふれあい公社

認知症介護実践研修 (実践者研修)

《岡山県社会福祉協議会開催分》

- 日 程 ①令和2年8月6日～7日, 8月18日～20日, 10月5日
②令和2年10月13日～14日, 10月27日～29日, 12月14日

募集期間 ①令和2年6月4日～6月23日
②令和2年8月7日～8月26日

実施機関 (福) 岡山県社会福祉協議会

申 込 先 岡山市内の事業所：岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
岡山市外の事業所：所在地の市町村介護保険課

認知症介護実践研修 (実践者研修)

《岡山市ふれあい公社開催分》

- 日 程 ①7月2日, 7月9日, 7月16日, 7月30日, 8月6日, 10月8日
②10月3日, 10月10日, 10月24日, 10月25日, 10月31日,
令和3年1月17日
③11月13日, 11月20日, 11月27日, 12月11日, 12月18日,
令和3年2月19日
④12月12日, 12月20日, 12月26日, 12月27日, 令和3年1月11日,
令和3年3月13日

募集期間 それぞれの開催回毎に期限を定めて募集

実施機関 (公財) 岡山市ふれあい公社

申 込 先 (公財) 岡山市ふれあい公社

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

日 程 令和2年10月21日～10月22日
募集期間 令和2年5月28日～6月30日
実施機関 (福)岡山県社会福祉協議会
申 込 先 岡山市内の事業所：岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
岡山市外の事業所：所在地の市町村介護保険課

認知症対応型サービス事業管理者研修（管理者研修）

日 程 ①令和2年9月29日～9月30日
②令和2年11月26日～11月27日
③令和3年2月9日～2月10日
募集期間 令和2年5月28日～6月30日（①～③回分を全てを募集）
実施機関 (福)岡山県社会福祉協議会
申 込 先 岡山市内の事業所：岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
岡山市外の事業所：所在地の市町村介護保険課

認知症対応型サービス事業開設者研修（代表者研修）

日 程 令和2年9月6日
募集期間 令和2年5月28日～6月30日
実施機関 (福)岡山県社会福祉協議会
申 込 先 岡山市内の事業所：岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課
岡山市外の事業所：所在地の市町村介護保険課

事業者指導課（通所事業者係）からのお知らせ

1 各種書類の提出期限について

- ① 令和3年4月1日適用開始の体制届

令和3年4月15日（木）

- ② 令和3年度介護職員処遇改善加算届出書・介護職員等特定処遇改善加算（計画書）等

令和3年4月15日（木）

- ③ 令和2年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 実績報告書

令和3年7月31日（土）（消印有効）

2 報酬改定に伴う、重要事項説明書等の取扱い（利用料金に変更となる場合）

- (1) 新規の利用申込者に対しては、変更内容を反映させた重要事項説明書を作成の上、当該説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
- (2) 既存の利用者に対しては、内容を変更した重要事項説明書（同意を得ている重要事項説明書の内容の差し替えとして、変更部分のみでも可）を交付して説明を行い利用者の同意を得ること。

3 自己点検シートの活用について

岡山市事業者指導課のホームページに各サービスごとの自己点検シートを掲載しています。各サービス事業所は、提供するサービスのチェックに活用してください。

※地域密着型サービス事業者の自己点検シートについて

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000023089.html>

4 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、「質問票」により FAX にて送信してください。

5 厚生労働省からの Q&A 等について

厚生労働省から発出される Q&A 等については、随時、ホームページ上で公開していきますので、確認をお願いします。

また、Q&A等の内容によっては、本日の集団指導資料の記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時、確認をお願いします。

岡山市 事業者指導課 宛
FAX番号 086-221-3010

電話・FAX番号 変更届

下記のとおり電話・FAX番号が変更になりましたので、お知らせします。

記

法人名 _____

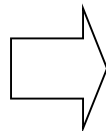
事業所名 _____

介護保険事業所番号 _____

旧番号

新番号

電話番号	
FAX番号	



電話番号	
FAX番号	